

平成31・32年度に栃木県環境森林部が発注する森林整備業務に係る入札への参加について（随時受付）

栃木県環境森林部森林整備課

平成31・32年度に栃木県環境森林部（以下「県」という。）が発注する森林整備業務（森林内での間伐、造林、下刈り等）の入札への参加を希望する者で平成31(2019)年2月18日までに所要の手続きを行わなかった者及び確認書の提出後に変更が生じた者は、次のとおり手続きを行ってください。

1 概要

平成31・32年度に栃木県環境森林部（以下「県」という。）が発注する森林整備業務（森林内での間伐、造林、下刈り等）の入札については、県土整備部で作成する測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿のうちの草刈り業務に登載された者で、栃木県内に事業所（本店、支店、営業所等）が所在する者の中から入札参加者を選定しますので、森林整備業務の入札に参加を希望する者は、建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格申請の手続きをしてください（7参照）。

また、入札参加者の選定に当たっては、森林整備業務の適正な施工を確保するために、同業務の施工に必要な資格を有する者の雇用状況や安全管理の状況、森林整備業務の施工実績等を総合的に勘案することとしています。

県では、これらについて確認を行い、その確認結果を入札参加者選定の際の参考にしますので、入札参加希望者は以下に示す手続きに従い確認に必要な書類（以下「確認書」という。）を提出してください（3、4、5参照）。

2 選定基準に関する確認事項

県では入札参加者選定のときの参考とするため、次に掲げる事項について確認を行います。

- (1) 森林整備業務の施工管理能力を有すると認められる者（以下「技術職員」という。）として次のいずれかに該当する者の雇用状況
- ① 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する**技術士**（森林部門に限る。）の登録を受けた者
 - ② 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項に規定する**林業普及指導員**資格試験に合格した者
 - ③ 森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）附則第3条第1項に規定する**林業専門技術員**資格試験に合格した者
 - ④ 一般社団法人日本森林技術協会が**林業技士**として認定し、登録した者
 - ⑤ 栃木県基幹林業技能者育成確保対策事業実施要領の規定に基づく**基幹作業士**として認定された者
 - ⑥ 栃木県林業技能習得促進事業実施要領の規定に基づく**林業技能作業士**として認定された者

- ⑦ 栃木県林業労働力確保緊急対策事業実施要領、栃木県林業作業士育成研修事業実施要領、栃木県基幹林業就業者等養成研修実施要領又は林業カレッジ研修実施要領の規定に基づく**林業作業士**として認定された者
- ⑧ 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する技術検定の種目のうち**土木施工管理**又は**造園施工管理**の技術検定に合格した者で、県が実施する**森林整備監理技術研修**を修了した者
- ⑨ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令に規定する研修修了者名簿への登録を行った者(フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者))
- ⑩ 森林施業プランナー協会が**森林施業プランナー**として認定し、登録した者

(2) 森林整備業務の作業時に必要な**安全衛生教育等修了者**として、次のいずれかに該当する者の雇用状況(安全に作業を行うため、伐木及び刈払業務とも各2名以上の雇用とし、**少なくとも技術職員と安全衛生教育修了者を合わせて実人員3名以上とすること。)**

- ① 労働安全衛生法施行規則第36条第8号の2に規定する「伐木等の業務に係る**安全衛生特別教育**」を修了した者
- ② 安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する**安全衛生教育**」を修了した者

(3) **林業・木材製造業労働災害防止協会**(以下「林災防」という。)栃木県支部への加入状況

(4) 過去3年度に国又は県が発注した森林整備業務の**施工実績**

(5) **労災保険の加入状況**

3 確認書の提出

入札参加希望者は、県の確認に必要な次に掲げる書類を提出してください。

(1) 確認書及び添付書類

No	確認書の種類	添付書類
1	栃木県森林整備業務業者選定基準に関する確認書 様式第1号	・認定通知書の写し(※1)
2	技術職員名簿 様式第2号	・資格取得等証明書の写し ・健康保険被保険者証の写し
3	安全衛生教育修了者名簿 様式第3号	・修了証等の写し
4	林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部加入証明書の写し (同協会で定める様式)	(※2)
5	労災保険の領収済通知書(納付書)の写し (労働基準監督署で定める様式)	

(注意事項)

※1 平成31・32年度栃木県一般競争(指名競争)入札参加資格(建設工事又は測量・設計コンサルタント等業務)の**認定通知書**(草刈り業務のもの)(電子申請システム

による所要の手続き後に県土整備部監理課から送付されてくる書類)の写し。

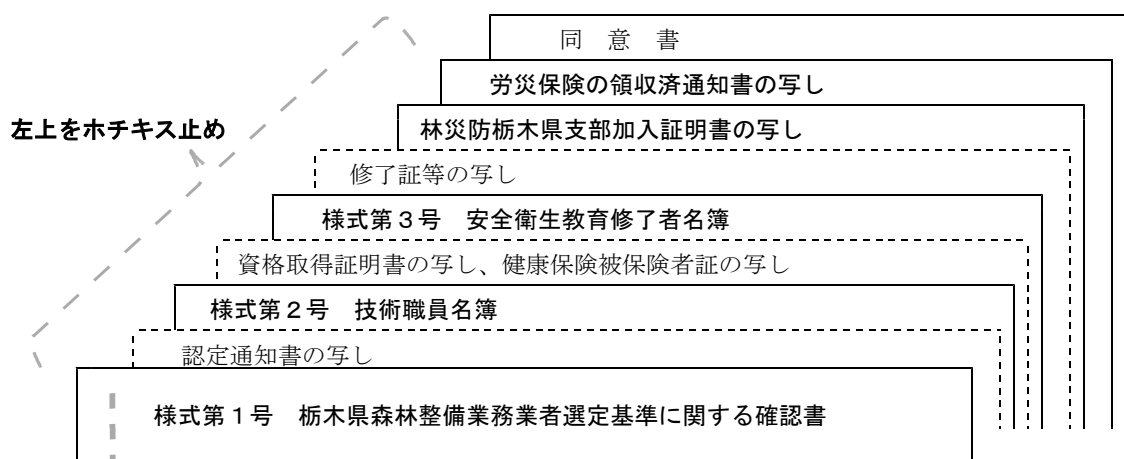
※2 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部に加入している者は、同支部の加入証明書の写しを提出してください。

(2) 提出部数

No. 1～5 (添付書類を添付したもの)・・・1部

No. 1～5 (添付書類を添付しないもの)・・・1部 (提出者の控えとして)

書類の綴り順は、添付書類を含めてNo順とし、左上をホチキス止めしてください。



(3) 提出先及び方法

【森林整備課 技術調整担当】へ直接持参してください。

提出先：環境森林部 森林整備課 技術調整担当
県庁本館 10階北側 (10D)

(4) 受付期間

平成31(2019)年2月19日(火)から平成33(2021)年2月19日(金)まで(県の閉庁日を除く)

9時から12時まで 13時から16時30分まで

※ 来課する前日までに、必ず電話で来課時間を御相談ください。

(5) 記載した情報を他機関等に提供することへの同意

確認書は、栃木県環境森林部が発注する森林整備業務の入札執行に当たり、入札参加者の選定に必要な情報を取得するため提出していただくものですが、下記の公的機関等から、森林整備又はこれに類似する業務の指名業者又は契約相手方を選定することを目的として、確認書の記載内容について情報提供を求められたとき、情報の提供に同意いただける場合は、確認書と併せて同意書(様式は任意、別添で例を添付)を提出してください。

- ・ 栃木県の環境森林部以外の知事部局内の課室
- ・ 栃木県の知事部局以外の課室
- ・ 栃木県内の市町
- ・ 栃木県の出資により設立した公益法人((公社)とちぎ環境・みどり推進機構等)

4 確認書提出者の確認及び確認結果の公表

提出いただいた確認書は、内容の確認後、提出者控を返却いたします。

また、確認結果は、毎月20日締め（20日が県の閉庁日の場合は、その前日とする。）とし、確認結果一覧（様式第6号）に追加して、翌月から県ホームページに公表します。

5 変更が生じたときの手続き

確認書の提出後、代表者、商号又は名称、住所に変更が生じたとき、2（1）の技術職員、（2）の安全衛生教育等修了者に、雇用、退職、資格の取得・更新等の事由により変更が生じたとき、並びに林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部に加入したとき若しくは同協会同支部から退会したときは、当該事由が生じてから14日以内に、次に掲げる変更事項に関する書類を提出してください。

なお、県では、提出された確認書の内容に基づいて入札参加者の選定を行いますので、確認書の内容が実態と異なることのないようにしてください。

（1）提出する書類及び添付書類

No	変更事項	提出する書類	添付書類等
1	（共通）	栃木県森林整備業務業者選定基準に関する事項の変更について ----- 様式第4号	
2	代表者、商号又は名称、住所	----- 様式第4号	県土整備部に提出した一般競争（指名競争）入札参加資格申請書記載事項変更届（建設工事又は測量・設計コンサルタント等業務）の写し及びその確認結果通知の写し
3	技術職員	技術職員名簿 ----- 様式第2号	・資格取得等証明書の写し ・健康保険被保険者証の写し
4	安全衛生教育等修了者	安全衛生教育修了者名簿 ----- 様式第3号	・修了証等の写し
5	林災防への加入状況	林業・木材製造業労働災害防止協会 栃木県支部加入証明書 ----- (同協会で定める様式)	退会した場合は、左記証明書は不要

（2）記載内容等

技術職員名簿及び安全衛生教育修了者名簿については、変更が生じた職員を記載する他、確認書提出時に所属していた全職員を記載してください。

また、各名簿の「継続・変更・新規の別」欄に、新規雇用した職員については「新規」、新たに資格を取得又は更新する等の記載事項に変更があった職員については「変更」とそ

れぞれ記載し、併せて各添付書類を提出願います。(変更が生じた職員のみ)

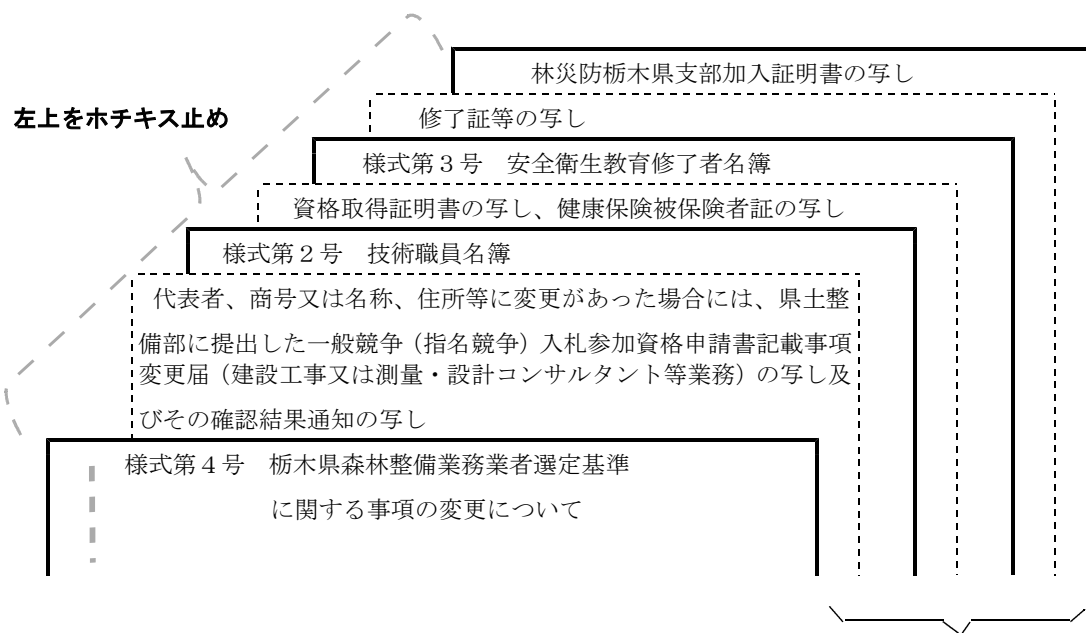
なお、退職等により減員となった職員については、備考欄に「退職等」と記載してください。

(3) 提出部数

No. 1～5 (添付書類を添付したもの)・・・1部

No. 1～5 (添付書類を添付しないもの)・・・1部 (提出者の控えとして)

書類の綴り順は、添付書類を含めてNo順とし、左上をホチキス止めしてください。



変更があった事項に係る書類を提出する。

(4) 提出先及び提出方法

【森林整備課 技術調整担当】へ直接持参してください。

※1 郵送では受け付けません。

※2 来課する前日までに、必ず電話で来課時間を御相談ください。

(5) 変更内容の公表

提出いただいた書類は、内容の確認後、提出者控を返却いたします。

また、その内容が確認結果一覧の変更に該当する場合は、変更した確認結果一覧(様式第6号)を、県ホームページに公表します。【提出された書類の受理した日が、毎月20日(20日が県庁の閉庁日の場合は、その前日とする。)までの場合は、翌月に公表します。】

6 確認書の取り下げ

確認書の提出後、廃業その他の理由で確認書の取り下げをする場合には、届出が必要です。

(1) 提出する書類

確認書取下げ届（様式第5号）を提出してください。

(2) 取下げ届提出者の削除

取下げ届提出者を削除した確認結果一覧（様式第6号）を、**県ホームページ**に公表します。【提出された書類の受理後、取下げに関する決裁後に公表】

7 入札参加資格の申請手続き

測量・建設コンサルタント等業務（草刈り業務）入札参加資格の申請手続きについては、**県ホームページ**に掲載してあります。詳しくは次のとおり御参照ください。

なお、ホームページは更新される場合がありますので、最新の情報を適宜御確認ください。

：ホームページトップ [テーマから探す]

県政情報 > **入札・公売** > **入札参加資格（公共事業）**

> ● **一般競争（指名競争）参加資格申請について（平成31・32年度随時受付）**

申請先：【**県土整備部 監理課 建設業担当** TEL028-623-2390】

問い合わせ先 環境森林部 森林整備課 技術調整担当

TEL028-623-2811 県庁本館10階北側(10D)